

専門調査会について（案）

令和 8 年 3 月 13 日
男女共同参画会議

第 6 次男女共同参画基本計画（以下「6 次計画」という。）策定後、6 次計画に基づく各府省の取組を強力に進めるため、以下の専門調査会を設置し、専門委員等による検討を行う。

【計画実行・監視専門調査会】（継続）

- ・ 男女共同参画基本計画の実行の監視
- ・ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」の調査審議
- ・ 集中的に議論すべき課題についての調査審議
- ・ 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査審議

【暴力に関する専門調査会】（継続・名称変更）

- ・ 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力等の防止や被害者支援などについての調査審議

上記のほか、今後必要がある場合には、機動的に専門調査会を設置する。

※ 「第 6 次基本計画策定専門調査会」は、廃止する。

※ この決定は、6 次計画の閣議決定後から施行する。